記者発表資料

平成２５年６月７日
東北地方整備局

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取の実施について

東北地方整備局は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。

このたび、平成２５年６月７日開催の第４回「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）を作成いたしましたので、別紙の意見聴取要領のとおり、広く皆様からの意見を聴取いたします。

１．意見聴取対象

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）

２．意見聴取期間

平成２５年６月７日（金）　～　平成２５年７月４日（木）（１７時必着）

３．意見聴取要領

別紙のとおり。

＜発表記者会＞

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

東北地方整備局　河川部
水災害予報センター長　松井　幸一
電話　022-225-2171（内線 3521）

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案)」に対する意見聴取について

平成２５年６月７日

国土交通省東北地方整備局は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。

このたび、平成２５年６月７日開催の第４回「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）を作成いたしましたので、以下の意見聴取要領により、広く皆様からご意見を聴取いたします。

【意見聴取要領】

１．意見募集対象

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案)」

２．募集期間

平成２５年６月７日(金)～平成２５年７月４日(木)【１７時必着】

３．意見の提出方法

ご意見は、郵送、ＦＡＸ、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法で、下記「４．提出先」までご提出ください。ご意見につきましては、別途意見提出様式により、下記①～⑦をご記載ください。

① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
② 住所
③ 電話番号又はメールアドレス
④ 職業（企業・団体の場合は不要）
⑤ 年齢（企業・団体の場合は不要）
⑥ 性別（企業・団体の場合は不要）
⑦ ご意見

※ 頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

４．提出先

東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所 調査設計課　宛

①　郵送の場合：〒015-0074 秋田県由利本荘市桜小路 32-1

②　ＦＡＸの場合：0184-23-5451

③　電子メールの場合：chokai@thr.mlit.go.jp

（件名に「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見」と明記してください）

④　回収箱への投函の場合

下記「６．閲覧及び資料の入手方法、②閲覧及び意見提出様式の入手場所」に設置している回収箱へ投函してください。

５．注意事項

①　ご意見は別添の意見提出様式に２００文字以内で記載して下さい。一つのご意見が２００文字を超える場合は、別途自由様式に記載していただきますようお願いいたします（併せてその内容の要旨（２００文字以内）を記載いただきますようお願いいたします）。

②　ご意見は日本語でご提出ください。

③　ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名と市区町村名を公表する場合があります。

④　電話でのご意見は受け付けておりません。

⑤　皆様からいただいたご意見は、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。

⑥　期限までに到着しなかったもの、提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営業活動等営利を目的とした内容

６．閲覧及び資料の入手方法

①インターネットによる閲覧及び資料の入手

以下のアドレスにおいて、平成２５年６月７日（金）から、閲覧及び資料の入手が可能です。

＜東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所ホームページ＞

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/kentonoba/kentounoba.html

②閲覧及び意見提出様式の入手場所

募集期間中（土日祝日を除く）は以下の場所において、閲覧及び意見提出様式の入手が可能です。

○国土交通省 東北地方整備局

・秋田河川国道事務所、子吉川出張所

・鳥海ダム調査事務所

○由利本荘市役所

・企画調整部総合政策課、矢島総合支所振興課、岩城総合支所振興課、由利総合支所振興課、大内総合支所振興課、東由利総合支所振興課、西目総合支所振興課、鳥海総合支所振興課

7．参考

平成２２年１１月より東北地方整備局が設置した「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

＜東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所ホームページ＞

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/kentonoba/kentounoba.html

＜問い合わせ先＞
国土交通省東北地方整備局　河川部
水災害予報センター長　松井　幸一
TEL　022－225－2171（内線 3521）

【意見提出様式】

国土交通省東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所　調査設計課　宛

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取について

①氏名（フリガナ）					
②住所	〒				
③電話番号又は メールアドレス					
④職業		⑤年齢		⑥性別	

意見該当箇所		⑦ご意見は 200 文字以内で記載してください。（1 つの意見が 200 文字を超える場合は、別途自由様式にて記載してください。併せて以下の枠内にその内容の要旨（200 文字以内）も記載してください。）
頁	行	

◆「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」の閲覧場所について

◆　※平成２５年６月７日（金）から閲覧可能

別紙

地　　域	機　　関	閲　覧　場　所	住　　所	備　　考
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所	秋田県秋田市山王一丁目１０－２９	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
由利本荘市内	国土交通省	東北地方整備局　秋田河川国道事務所 子吉川出張所	秋田県由利本荘市石脇字田尻29	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	国土交通省	東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所	秋田県由利本荘市桜小路３２－１	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	由利本荘市企画調整部　総合政策課	秋田県由利本荘市尾崎17番地	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	矢島総合支所　振興課	秋田県由利本荘市矢島町20番地	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	岩城総合支所　振興課	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50番地	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	由利総合支所　振興課	秋田県由利本荘市前郷字前郷82番地	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	大内総合支所　振興課	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	東由利総合支所　振興課	秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇112	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	西目総合支所　振興課	秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前40番地61	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	鳥海総合支所　振興課	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋２８－１	閲覧時間は８時３０分～１７時００分(土日、休日を除く)